

平成25年6月25日

函館市長 工藤 壽樹 様

函館市廃棄物処理施設  
生活環境影響調査専門委員会  
委員長



株式会社西武建設運輸の産業廃棄物処理施設設置許可申請書  
及び生活環境影響調査書に対する調査審議結果の報告について

平成24年10月16日付けで函館市に提出された、株式会社西武建設運輸の産業廃棄物処理施設設置許可申請書等について、現時点において明らかになっている事業計画の内容に基づき、技術上の観点及び生活環境保全上の見地から調査審議を行った。

その結果、当該産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める構造及び維持管理に関する技術上の基準に適合していること、また生活環境影響調査書については、当該地域に定められた基準等を満たしていることを確認したことから、当該申請内容が、周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであると認めたことを報告する。

なお、事業者は、申請書に記載された計画を遵守することはもとより、周辺の生活環境保全に万全を期するため、下記の事項に配慮して事業を実施されたい。

また、函館市は、事業者への指導・監督を継続的に行うことはもとより、施設の立地に伴う周辺地域の生活環境の変化を見極めるため、必要に応じ行政検査を行うことを検討されたい。

本専門委員会としては、施設が安全に稼働するには、建設時の施工管理及び稼働後の維持管理を的確に監視することが重要であると考えことから、申請に係る調査審議は了したが、施工時及び稼働後においても、引き続き専門委員会としてのチェック体制が構築できるよう希望するものである。

#### 記

1. 周辺住民の安心感の醸成を図るため、施設の維持管理に関する情報及び各種測定結果の開示など、情報公開を積極的に推進すること。
2. 常時監視機器の点検・整備を適切に行い、当該機器による測定値を活用し、日々の適切な運転管理に努めること。
3. 施設の運転においては、適正に混合廃棄物が焼却されるように、想定される廃棄物の混合比率を把握し、混合比率に見合った運転方法を確立すること。
4. 排出ガス中のダイオキシン類及び塩化水素については、周辺の生活環境に影響を与える可能性があるため、適切な運転管理を行い、より一層の発生抑制に努めること。
5. 施設の運転に使用する浸出水処理水及び井水については、水質及び水収支フローを確認し適切な管理を行うこと。特に井水については、所定の量が確保できるよう留意すること。また、最終覆土内雨水及び地下水集排水についても、水質を確認し適切な管理を行うこと。
6. 地下水が汚染されていないことを日常的に確認するため、最終処分場の周縁の地下水を連続測定器によりモニタリングすること。
7. 土地造成後に上空の風を計測し、生活環境影響調査書の予測結果の妥当性について検証を行うこと。

以上